臺灣日日新報 第一萬四千三十三號 昭和十四年四月十二日（水曜日） （第二種郵便物認可）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）

臺灣日日新報 夕刊

四月十一日 夕刊定價一部一錢

アルバニア全土を制壓
土民軍續々投降
要衝ベラトを占領
國土の大半に進駐

【ブラナ十日發同盟】アルバニア駐屯イタリー軍部隊は十日ヴロナ上陸部隊はアルバニア中部の要衝ベラトを占領した旨發表した

【ブラナ十日發同盟】アルバニア進駐の伊軍は十日正午までにユーゴースラビア國境に近きスクタリとその鐵道終點ポギリシャ國境に近きコリツアを完全に占領した、斯くてイタリー軍はアルバニア國土の大半に進駐を終つた訳で、各機關は一齊にアルバニアのファスト化工作が單軍工作と並行して急速に展開しつつある

【ローマ十日發同盟】イタリー政府はアルバニア出兵に伴う動員に依つて現在既に百万以上の軍隊を召集してゐるが、この關係としてイタリー軍の入國に依り我等は新たに百万以上の軍隊を召集してゐるイタリー軍隊は平時未會有の數に達してゐる

【ブラナ十日發同盟】アルバニア政府首腦がツオーグ一世と共に國外に逃亡した後を受けてブラナにはイタリーの傀儡臨時政府が組織されたが、關聞するに右臨時政府は國防の凡ゆる機能をムッソリニ首相に讓渡しイタリー國王ニマヌエル三世陛下に謁し、アルバニア國王を兼ねるやう懇請することとなる筈である

黨の組織を要請

【ローマ十日發同盟】ブラナに設立された臨時政府は十日ムッソリニ伊首相宛て左の電報を寄せアルバニアに取急ぎファシスト黨を組織するやう懇請し來つたが、これに對しムッソリニ首相は直ちに承認を與へ、イタリー軍の入國に依り我等は新たに百万以上の軍隊を召集してゐるイタリー軍隊は平時未會有の數に達してゐる

敗敵の大部隊を夜陰に乗じ包圍

七里山一帶の敵を擊破

【湛口十日發同盟】南安縣城占領後引續き南方地區の敗敵を追撃して殲滅中の我が部隊、岡田聯部隊は七日より八日まで南安西方二粁、胡寶山、舒堡山北方村の七里山の線に渡り敗敵の大部隊が集結してゐることを知り、八日夜陰に乘じて東北方方面より逆にこれを包圍し九日早朝一齊に攻撃を浴せかけ午後二時敵に壊滅的打撃を與へ、主峰七里山をはじめ一帶の進山を占領、敵はなほ殘敵の掃蕩に從事中である

三〇四高地を占領

【湛口十日發同盟】江南の敗敵殲滅戰に呼應して江北に於ても我が精鋭部隊は着々戰果を擧げつゝあり、即ち德山西北方金米店西方三〇四高地一帶の山嶽地區に大規模の掃蕩を續行中の第五師團の部隊は果然敵殘敵を驅逐し、數日來進出勇敢なる夜襲戰に依つて遂次敵の中心據點三〇四高地及び西南方高地を占領し、引續き西北方に向ひ攻撃を續行中である

瀝口渡歷山熊を占領

【湛口十日發同盟】南昌南方八里半、万家山の敵を擊破した岡田、中山の各部隊は十日早朝同山の南麓を經て瀝口渡（南昌南方九里）歷山熊（南昌南方十里）を夫々占領し、進擊を續行中であるが、昨夜一時に

家庭と婦人

「ともり」には眞似からなるのが多い

五六歳頃にこの習慣がつき易い　矯正には歌を利用するとよい

どもりになる原因には、何か器質に故障のある場合、即ち病氣が因になつて起るものと、身體にはなんの故障もないのに、ただどもりが習慣化となつて、現らわれる場合と二つ種類があります、統計上からみますと、どもりの發生がいくのは五歳、六歳の頃が一番多くそれから小學校二三年迄がそれに次ぎそれ以上になると殆ど新らしく癖るということは稀です、五歳六歳の子供がいかに舌でも廻りかねるといつた風に「ソソソその花、トトトとても、キキきれいだ花」と急きこんで發音するのは、一寸可愛いものです、その爲にうつかり神經質だと診斷をしてそのままにしておく方が常山ありますが、この時注意して矯さゞれば大きくなつても餘々矯りません

×

先天的にどもる子供は、專門醫に診て貰つてその治療を受けることですが、右の如く五歳から急にどもるやうになつたのは、醫者に診察してもらひ、肉體上の病氣が因となつておこつたのかどうかを確める必要があります、どもりを起す病氣の主なるものには、アデノイドがあります、これは、ごく微細な手術で治るのですから初期の中に手術してしまふことで放つておくと他にも色々故障を生じます

どもりで一番多いのは、元所どもりの人がのるやうな時、子供心に面白がつてそれを眞似る事から始まるのです、かうしたどもりの子供は、自分で自分はどもりだといふことをハツキリ自覺しないうちに、その習慣を強しておかぬと、大體に成長して小學校の一級生位になると「自分はどもりだ」といふ感覺が手傳つて來ますから餘々矯りにくくなります

×

どもりになると、すべてどもられるのは現在の制服はヒダが多すぎるといふことです、これを先づ出來るだけ少くせねばなりません、ヒダは ムダに通すると申してもいゝ位です

×

さて、それでは、女學生の服をどういふ風に改善すればよいか、具體的方面について考へてみませう、今まで各方面の人々から種々と意見を發表されて居る點を參照して作るとしますと次の三つの點が擧られます

一　上衣はセーラー形でスカートはタイトスカートで、殺少ゆるみがあり、又腋窩部には各校の特徴をよくあらはしたもの

二　袖は丸袖で袖線を二本入れスカートと上衣が殺いでその際はベストをつけ、ヒダは膝後二三寸位に、ネクタイは長いと不經濟ですから短かくしたいと思ひます

三　ジヤンパーも女學生が常用する服にはよいと思ひます、冬はそれにハーフコートを着用し、スカートのヒダは三寸位にして後は自の丸嚢、冬はない方がよいと思ひます

×

以上は、現在の制服をあげたものの裏にこれよき改良が加へられれば時局下に相應した女學生の制服が出現すると思ひます

かといふと決してさうではなく、大體は、會話にはどもつても、歌をうたふ時とか、朗讀をするやうな特別の場合には、殆どともらぬものです、それに反して、精神的に緊張して、この場合は、どうしてもどもつたりしてはならぬ如そと思ふと、さう思へば思ふほど却つて強くどもりの症狀が現れ勝ちです これ等は精神的原因から來てゐます

どもりになる位の子供は、非常に神經質ですから、孝行の成績なども優等であることが多いものです、吾から、どもる子に馬鹿な子はないといはれてゐる位です、同時に、大體が極く早口の子が多いのです、國語の人々や朗讀が早口だと、勢ひ子供も早口になつたりどもつたりしますから、特に子供を話をする時には、ゆつくり落着いて丁寧に話さなければなりません、又、どもつたのをやつり、からかふと、一時どもりを惡化させますから嚴重に注意しなければいけません

×

どもりを矯正するには、歌を利用するのが一番よいやうです、唱歌を唄ふ時にどもらないのは、ゆつくりと言葉と言葉の間を延ばしますから、その間に次の發音の準備が出來るためです、これを學校の會話の上にも應用すると、非常に效果があります、例へばその子供の「渋ちやん」といふ名を呼ぶのに「コーオ・チヤン」と又「コーハンデース・ー」といつた具合に一寸唱歌調といつた呼吸ですが次第に慣れて來ると、ゆつくりもの を云ふ樣がついて、どもりが矯正されてしまひます

（三田谷啓學博士）

女學生の制服の問題

どう改良さるべきか

伊東靜江

出來ません、色は好ましい感じはやはり現在のセーラー服を基調としたものなどが、適當でせうが實際ときめつけ、女學生の希望意見を廣くきくことが何よりも必要でせう

×

現在のセーラー服は衛生と優美の二つの點は申し分ありません、けれども一年生も五年生も可愛らしく身につけられるやうになつてゐますから改善するとすれば經濟の點だけがあります、制服の後退云ひますが、最初發表無數の除等の上からこの點は大いに考慮さるべきでせう、それで第一に考へられるのは學生の制服についてさまざまの改良意見が發表されてゐますが、女學生の制服の色と形をどう統一するかといふことは餘程むづかしい問題ですから、女子が使用するのですから優美といふ特徴を發揮することは勿論日本婦人でも眼鏡が何んでもたりアイシヤドウを濃くつけてゐても非常に美しく見える人もありますが、しかし公平に見て、その美しさは決して健康的な生をした美でなく、何となく不健康な感じがするものです、それはやはり日本人の自然美には相反するからです

初生兒の健康の見分け方

心得ておくべき二三の變化

玉のやうな子が生れた……と可愛らしく丈夫な赤ちやんの出生を申しますが、胎内で十分に發育した赤ちやんは次のやうな特徴があります、大體生れて直ぐに大きな聲をあげて泣く樣な赤ちやんは丈夫であると云ふ事はよく云はれて居る通りで一番美人わりのする嚴肅な成熟兒の見分け方でも、醫學的に詳しく見て參りますと體重が二・八九〇瓦（七百五十匁）から八百匁）身長は四十七、八糎から四十九糎

赤ちやんの名にふさはしい皮膚が十分に赤い

爪も頭髮もよく伸び延る

男の子なら睾丸が既に陰囊の中に降りて來てゐる

どこにも畸形が無い

等と申す事になります。かうして檢査して見た赤ちやんが先づ健康であつたといたします、處置は直ぐに臍の帶を切つたり、入浴させたり、或る期間したりして呉れますが、この時注意して置く事柄、又は心得て置かねばならぬ二、三次に述べます

一、第一に大便であります。生れて二、四日の間は黑ひの無い粘々した黑い大便を出します。これは胎便と云ひますが、皮膚の色がとれて黃金色の便に變つてゆきます

二、次に出發二日乃至五日目位に急に尿が出る事もありますが、さうでなく次第に出る樣になります、これも心得て置かねばなりません

三、生れて四、五日の間は體重が減少するものがあります、これも餘り氣にしないでよい場合が多いのです、體重は二週間位には生れた時と同じ位の體重になります（體重の增減は別圖へ）

果物療法

百日咳に效く梨

子供の百日咳もこれからはやりますが、本人の苦しみは勿論、側で見てゐても、うーすると云ふ位、醫者もこれには閉口する病、たゞ平常は注射藥といふ（ママ）のものが出來ましたが、昔からいひ傳へてゐる果物療法も相當效果があります

梨と大根とを等分に搾らうし、それに黑砂糖を少々入れてかき交ぜ、一日に數回數回に一杯づつ飲ませればよろしい、但し、搾り殘りをしないやうに、二時間以上經つたものは成分が分解して藥效が消えてしまひます

なほ、注意としては、百日咳はやる地方ではなるべく人混みへつれて行かないこと、間接でも傳染しやすいものですから、患者の家の近く接近させないことが肝要です

眼の解剖學（下）

醫學博士　中村康

物覺似のアイシヤドウ

3　前述のやうに成人の眼瞼は開閉がなくて皿實が落ちて見ると云ふ缺點があります、そこでこの缺點をかくすために つくられたのがアイシヤドウなのです、とこうが婦人がアイシヤドウをしたり、わざわざ眼科醫の許に來て「眼の開閉を皿ましてくれ」と依賴する人までも現はれると云ふ始末です

4　次に睫毛も、歐米人の四ツ目をカムフラージして隱蔽を濃くするために考案された化粧料ですが、これは餘り方が中々むつかしくて、大概二三本の睫毛が一緒に揃り合はされてしまひます、すると生れつき睫毛の少ない日本人は益々睫毛と睫毛との間隙が廣くなつてしまひます、そのために勿論日本婦人でも眼瞼が何んでもたりアイシヤドウを濃くつけてゐても非常に美しく見える人もありますが、しかし公平に見て、その美しさは決して健康的な生をした美でなく、何となく不健康な感じがするものです、それはやはり日本人の自然美には相反するからです

5　眼の睫毛の美人でなければ美人でないといふ樣な考へ方は間違ひで、睫毛の長い人の眼は、ぱつちりとしてゐて、一寸見ると美しいやうですが、睫毛の短

開花三世相

(147)

村松梢風作
中一彌畫

述路（五）

「米津民次郎は先刻迄此處に居りましたが、狼藉と云ふ人が來て、與方銃が此處へ來ろかも知れぬと云つて二人で逃げて行きました」

「さうか、行き先を知つてるか？」

「何處へ行つて隱れやうと云つて居りました。爺さんは山谷部から組を出させて置るとのことでございました」

「よく敎へて吳れた、禮を云ふぞよ」

かう云つて猪ノ助は懷中から紙入を出さうとしたが、女が縋られてゐるのに氣が付いて、

「お前はどうして此處に縛られてゐるのか知らないが、敎へて吳れた禮に繩を解いて遣るぞ」

繩を解いた。

「有難う存じます」

お藏は手を突いた。

「御覽後、私は藥と申す盲しい身分の者でございますが、實は與原左文治樣に用事がございまして」

「何、與原氏の用事の人か——では、左文治樣の成り行きは御存じあるまい」

「いゝえ」

「與原氏は討ち死なされたぞ」

「ひゝえッ！」

「勝者は先を急ぐ故、詳しく聞る暇はない、御親もあらば傳れて、さらば」

と云ひ捨て猪ノ助は此の家を飛び出した。

園藝 挿木の發根

ホルモンの作用の妙

植物繁殖技術の話

挿木は果樹、薔薇、花卉の殖えにとつても重要な繁殖法で、今後園藝の進歩に伴つて一層その應用範圍が擴まるものと考へられるが、元來挿木は體片繁殖で性質結合を要さないので、極めて不安定な形態でも、簡單に殖やすことが出來る異の範圍內に維持することが出來て品種の作出は容易になりまた大體の苗を多く得ることが出來る從つて今まで挿の如き挿木の不可能とされてゐた果樹では、發育が非常に不圓になることが伺つてゐながら、砧木は全部實生によつてゐるのが所、最近フランスのテコメとスティ兩氏の研究の結果挿木法が確立し、一定の條勢の苗木をつくることが出來るやうになつて來た

×

では、どうして枝から根が出來るのであらうかと言ふと、枝（莖物）によつては葉柄又は葉腋からも發根するが、その多くは葉の基部及び附近の細胞中の分裂能を保有してゐるものは、ホルモンの作用によつて盛んな分裂運動を起して中性果分化の新細胞群——發根體又は癒合組織と呼ばれるが出來、この細胞は未だ一定の組織的性質を獲得してゐない、譬へば無色のものであるが、これは環境により分化の方向が根となるか莖となるか決定されるものである從つて發根體をその儘、日光に暴露すると、時間を經過すると從つて內部へ分化が生じ、靱皮木質は重複的に配列と線密を生じて來るが、これに反し暗黑の下に置くと分化は根の如く靱皮木質の放射狀配列を生じ、外見も根と等しくなつて來る

×

更に角、挿木が發根するには細胞の分裂が下等及び其の近い部分に起ることが第一の要件で、次でこれによつて生じた發根體が根性を帶びるために暗黑多くの養分を必要とするものであるからイ分裂能を全く失へるものゝ分裂能を有するも他の何等かによつて阻止される場合、八分裂能を有するも根柢化の方にはれる場合に於ては發芽分を消費し盡すか、又は吸水困難を來して枯死するもの（二分裂能あるも限度までにその狀態にある期が生理學的に不良の狀態にある場合には挿木して發根しない。

×

發根に必要な補物質の條件は貯藏養分、就中炭水化物（澱粉、糖）の多量に存することで、これに次いで發根ホルモンまたはそれを生成し、或はそれに類似し得る物質の豐富なることである、勿論挿穗內の分裂能の旺盛なることは言ふまでもなく、これ等の條件がよく備はつてゐれば、あとは處理さへ誤らなければ大抵の植物は發根し得る、常綠樹の多くは葉で發根ホルモンを生成するが如く挿木に際し葉を除去すると發根は不良になり、多くの落葉廣葉樹は休眠中の枝、特に落葉直前の枝が最も發根し易い、次に外部條件としては第一に水で、水分豐富に存することは絕對條件とされ、挿木の部分殊に根と觸れるものでも流水に接すると枝から發根することが少くない

×

次に、水があつても酸素が不足しては發根せず、その必要量は植物によつて異るが、どんな植物でも、地上部が萎しく蒸發するよりも多く吸收するといふ事は絕えず補給されねばならない、つまり發根に要するエネルギーを成るべく多くの方で消費させぬやう努力しなければならない

中村扇雀一行の御禮興行

『河庄』の治兵衛の衣裳
雁次郎のものを使用

歌舞伎の如く中村扇雀一行の歌舞伎座其後も全島各地で滿員の盛況で十二日から三日間御禮興行として內地より取寄せた豪華な衣裳を使用して『河庄』の治兵衛の衣裳、雁次郎のものを使用して『河庄』の治兵衛の衣裳、雁次郎のものを使用して『河庄』の治兵衛の衣裳、雁次郎のものを

臺灣日日新報
日刊夕　頁十二共
編輯兼發行人　佐々木太郎
印刷所　臺灣日日新報社印刷部
所在地　臺北市榮町一丁目十五番地
電話　代表五八〇番
料金　前金一箇月一圓八十錢
定價　一部六錢
振替口座　臺灣一〇五八番

バルカンは火藥庫

獨伊の活潑な進出に
英佛の惱み益々深し

【ローマ十日發特電】獨伊兩國を中心とする歐洲新秩序建設作業は愈よ活潑の歩を進め英佛側はこれを阻止する外は全く手も足も出ない有様である。

イタリー政府は今後ギリシャ、ユーゴースラヴィア、ブルガリア等との親善關係を益々緊密にし、ドイツ、ソ聯邦と共に東歐に於ける獨伊の勢力を確立する方針を採つてゐる。

【ロンドン十日發同盟】英國政府は獨伊兩國の東南歐に於ける活潑な進出に對し重大關心を以て注視してゐるが、英佛兩國の現在の地位は獨伊兩國の積極的進出に對し單に傍觀するの外なく、英國政府は今や窮地に陷つたものと觀られてゐる。

英國政府は獨伊兩國の東南歐に於ける進出に對し、ユーゴースラヴィア、ブルガリア、ギリシャ、トルコ、ルーマニア等の諸國に對し英國の援助を與へ、これ等諸國を英國側に引入れる方針を採つてゐたが、獨伊兩國の積極的進出に對し英國の援助は全く無力であることを暴露した。

英國政府は獨伊兩國の東南歐に於ける進出に對し、

長期建設下の 勞務對策

賃銀統制 並に就業時間制限令

◇…公布されたるその内容

工場就業時間制限令

第一條　勅令第四百五十八號の規定に基く工場に於ける就業時間の制限は本令の定むる所に依る

第二條　本令は工場法の適用を受くる工場として同法施行令第十八條の規定に依り指定せられたるものに之を適用す

第三條　工業主は十六歳以上の男子職工に付一日に付十二時間を超えて就業せしむることを得ず

第四條　工業主は十六歳以上の男子職工に對し毎月少くとも一回の休日を與ふ

前項の規定に依り就業時間の制限を緩和するときは少くとも二週間の休憩時間又は就業時間中に於て與ふべき

第五條　工業主は十六歳以上の男子職工に對し毎月少くとも四回の休日を與ふ

前項の規定に依り就業時間の制限を緩和するときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも二時間の休憩時間又は就業時間中に於て與ふべし

第六條　十六歳以上の男子職工を二組以上に分ち交替に就業せしむる場合に於ては勅令の定むる所に依り工業主は其の都度地方長官（東京府に在りては警視總監以下之に同じ）に届出で第三條の就業時間を延長することを得

第八條　已むを得ざる事由に因り臨時必要ある場合に於ては工業主は地方長官の許可を受け期間を限り第二條の制限に拘らず就業時間を延長し又は第四條の休日を變ずることを得、但し勅令を以て定むる場合に於ては地方長官の許可を受くることを要せず、臨時必要ある場合に於ては工業主は其の都度地方長官に届出で二日以内に其の事由及期間を届出づべし

第九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之を定む

第十條　本令は國の事業に之を適用せず

第十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之を定む

第十二條　本令は昭和十四年五月一日より之を施行す、但し朝鮮、臺灣及南洋群島に在りては昭和十四年八月一日より之を施行す

賃金委員會官制

第一條　賃金委員會は中央賃金委員、道府縣賃金委員及鑛山賃金委員會とす

中央賃金委員會は厚生大臣、道府縣賃金委員會は地方長官（東京府に在りては警視總監以下之に同じ）鑛山賃金委員會は鑛山監督局長の監督に屬す

中央賃金委員會及鑛山賃金委員會は會長及委員若干人を以て之を組織す

第二條　委員は學識經驗ある者の中より中央賃金委員會に在りては厚生大臣の奏薦に依り道府縣賃金委員會に在りては地方長官、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を命ず

第三條　委員會に部會を置くことを得

部會は會長の指定する委員を以て之を組織す

第四條　委員會に關係事項を調査審議せしむる爲必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得

第五條　委員會に書記を置く

書記は上司の指揮を受け庶務に從事す

第六條　委員及臨時委員は勅令の定むる所に依り手當を給す

第七條　會長は會務を總理す

會長故障あるときは中央賃金委員會に在りては厚生大臣の指名する委員、道府縣賃金委員會に在りては地方長官の指名する委員、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を代理す

第八條　會議は會長又は會長の指定する委員之を招集す

會議は會長の指揮を受け庶務を整理す

第九條　委員會に關係ある官廳に對し資料の提出、説明其の他必要なる協力を求むることを得

第十條　委員會に關係ある官廳に對し意見を述ぶることを得

第十一條　中央賃金委員會は厚生大臣、道府縣賃金委員會は地方長官、鑛山賃金委員會は鑛山監督局長之を命ず

第十二條　中央賃金委員會は厚生大臣の諮問に應じ賃金に關する重要事項を調査審議す

道府縣賃金委員會は道府縣長官の諮問に應じ賃金に關する重要事項を調査審議す

鑛山賃金委員會は鑛山監督局長の諮問に應じ賃金に關する重要事項を調査審議す

第十三條　中央賃金委員會は勞働者の賃金に關する重要事項に付關係行政官廳に建議することを得

第十四條　中央賃金委員會は厚生省に之を置く

道府縣賃金委員會は道府縣に鑛山賃金委員會は鑛山監督局に之を置く

第十五條　委員會は會長及委員を以て之を組織す

第十六條　中央賃金委員會は厚生省、道府縣賃金委員會は地方長官、鑛山賃金委員會は鑛山監督局長之を命ず

第十七條　會長は會務を總理す

會長故障あるときは中央賃金委員會及鑛山賃金委員會は各十五人以内とす

即席庶長の外勅令を以て定むる員數の臨時委員を置くことを得

第十八條　委員及臨時委員は關係各廳勅任官及關係團體ある者の中より中央賃金委員會に在りては厚生大臣の奏薦に依り内閣に於て之を命じ道府縣賃金委員會に在りては地方長官、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を命ず

委員會は勞働者の賃金に關する重要事項に付關係行政官廳に建議することを得

第十九條　中央賃金委員會は厚生省に之を置く

道府縣賃金委員會は道府縣に鑛山賃金委員會は鑛山監督局に之を置く

第二十條　委員會は會長及委員を以て之を組織す

第二十一條　中央賃金委員會の會長は厚生大臣、道府縣賃金委員會の會長は地方長官、鑛山賃金委員會の會長は鑛山監督局長之を以て之に充つ

委員會は勞働者の賃金に關する重要事項に付關係行政官廳に建議することを得

第二十二條　中央賃金委員會は厚生省に道府縣賃金委員會は地方長官及鑛山賃金委員會は鑛山監督局に之を置く

第二十三條　委員會は會長及委員を以て之を組織す

第二十四條　中央賃金委員會の會長は厚生大臣、道府縣賃金委員會の會長は地方長官、鑛山賃金委員會の會長は鑛山監督局長之を以て之に充つ

委員會は勞働者の賃金に關する重要事項に付關係行政官廳に建議することを得

第二十五條　中央賃金委員會は厚生省に道府縣賃金委員會は地方長官及鑛山賃金委員會は鑛山監督局に之を置く

第二十六條　委員及臨時委員は勅令の定むる所に依り手當を給す

第二十七條　委員會に關する庶務は關係各廳勅任官及關係團體ある者の中より中央賃金委員會に在りては厚生大臣の奏薦に依り内閣に於て之を命じ道府縣賃金委員會に在りては地方長官、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を命ず

委員會に書記を置く

書記は上司の指揮を受け庶務に從事す

第二十八條　本令中國の事業に之を適用せず

第二十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第三十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第四十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第五十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第六十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第七十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第八十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第九十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百二十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百三十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百四十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百五十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百六十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百七十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百八十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第百九十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十四條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十五條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十六條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十七條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十八條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百二十九條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百三十條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百三十一條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百三十二條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、臺灣又は南洋群島に在りては勅令を以て之に準ずべき工場とす

第二百三十三條　本令中工場法の適用を受くる工場とあるは朝鮮、

科學小話

コルヒチンの發見て植物の生殖異變

百合科の毒液で作る 新發見藥の奇蹟

遺傳學の嵐

染色體の個數は廣く植物界に存する現象であるが、近年染色體の個數が作物の優良性と深い關係のあることが認められ、醫學方面から重視されるに至り、その人工的作製の方法につき學者間に有效なる一處品「コルヒチン」が發見され、醫學界に大センセーションを捲起し、細胞學及び遺傳學上の劃期的發見として喧傳されるに至つた。

×

「コルヒチン」は百合科植物イヌサフランに含まれてゐる強烈なアルカロイドで、從來ロイマチス、關節等の特效藥として廣く用ひられてゐたが、最近この藥品が細胞の分裂作用のあるところから現在では專ら用ひられない。褐色の無形ゴム樣物質で、水には容易に溶解するがエーテル、石油エーテル等には溶けない。

×

植物に對する「コルヒチン」の作用として特に興味のある點は、體細胞の核に對する關係である。即ち一種のアルカロイドで、從來ロイマチス、關節等の特效藥として廣く用ひられてゐたが、最近この藥品が細胞の分裂作用のあるところから現在では專ら用ひられない。褐色の無形ゴム樣物質で、水には容易に溶解するがエーテル、石油エーテル等には溶けない。

×

植物に對する「コルヒチン」の作用として特に興味のある點は、體細胞の核に對する關係である。即ち一種のアルカロイドで、從來ロイマチス、關節等の特效藥として廣く用ひられてゐたが、最近この藥品が細胞の分裂作用のあるところから現在では專ら用ひられない。褐色の無形ゴム樣物質で、水には容易に溶解するがエーテル、石油エーテル等には溶けない。

×

「コルヒチン」は百合科植物イヌサフランに含まれてゐる強烈な

南風の歌

（夕刊連載）

加藤武雄作

富田千秋畫

小妖婦（五）

「まあ、帰ってゐたの。あなたは盛三さんの——帰り！　と、素直には驚嘆もこつくりをするやうにして、「ぢや、あなたは盛三さんの事よく御存じね」

「ええ、行渡先生には随分いろいろと御厄介になりました」

幸子は、もう涙を抑へる事が出来なかつた。

「いい先生でしつてね。盛三さんの教へ子たといふ様な連中は山程たけど、みんなろくでなしばつかりよ」

「矢張、脚の御病気だつたんですわね？」

「ええ」

「私もつとも知らなかつた。行渡先生がお亡くなりになつたのを知らずにゐたなんて」

何といふ事だらうと幸子は思つた。懐かしい先生の訃が大映しになつて彼女の瞼の中にひろがつて行つた。

その幸子のかなしみの表情を更に、一つの事を直覚させた。

「盛三さんは、先生がお亡くなりになつてから、一度もお墓詣りにいらつしやらないのね」

「ええ、一度も」

「どうしてなの？」

「どうしてつて、私にもよくわからないんですけど、盛三さんは先生のお墓詣りなんかしたくないんだと思ひますわ」

「まあ、どうして

住み心地のよい海南島の昨今

微風涼を送り氣持よい

今春の原蠶飼育成績ここの外優良

蟻量一匁で二二貫五百匁收繭

暴利商人の頭上へ斷乎肅正のメス

國策に逆行の奸商摘發

花蓮港街に——工業專修を設立

二年繼續、工費卅萬圓

銃後に奉公の為家賃値上をせぬ

屏東家主連の申合せ

軍夫歡迎慰安會

公會堂で盛大に催さる

來る子供の日に勇士の遺兒を慰問

郵貯一册を贈呈する

日方を誤魔化す不良商人を退治

對策を臺中署で攻究中

見事に出來上つた近代式の鋪裝道

竣工式も盛大に擧行

內地優良農村視察團歸る

平田將軍來屏

白衣勇士を慰問

藝妓はんを虐待の噂さ

高雄署で取調べ中

未加入農家を戶別的に勸誘

成績大いに良好

耕地防風林の品評會開かる

場所、佳里公學校

白衣の勇士を慰問

病院に白衣の勇士を慰問

名譽の戰傷者

女子補習學校の增設を要望

流腦に郡民恐怖す

留守を襲つて家財を盜む

資産家の一人息子

無屆で寫眞を撮る

臺南の優良兒選獎

臺南市營プール十四日に地鎭祭

綠化地帶を新設

特別稅金の解說講演

鼻の惡い人

頭は惡くなりませんか？

澤山の患者を救つた惡性ばい毒の名藥

無代進呈

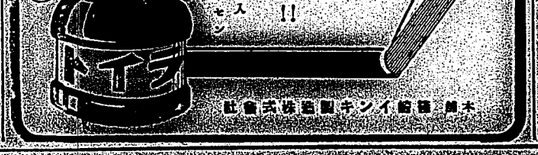

番電池各種
自動車用極板
鑄山電用極板
各種極板

●ノーシン一服で心氣一轉

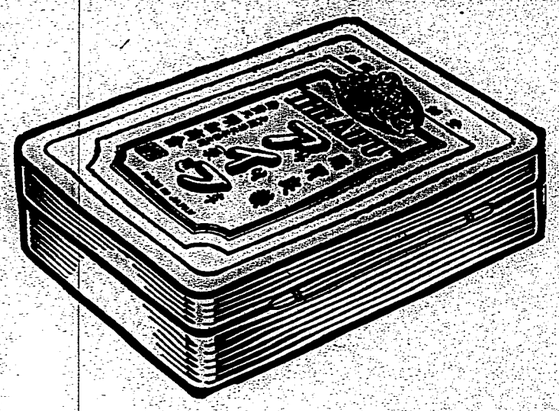

胃腸の調子さへよければ 毎日の丸辨當にでも 舌鼓はうてます!!

材料だ、庖丁だ、調味料だこ御託を並べる方は、まづ、あなた自身の胃腸から整へてかゝらねばなりますまい。治療藥アイフはあなたの胃腸を、いつでも遠足日のやうな快調にします。

食慾の有無は 精神作用、榮養狀態にも因るものではありますが、多くの場合、胃腸の健否に左右されるものでありますから、食慾を正常に保つためには、胃腸の分泌、運動兩機能がいつも圓滑でなければなりません。事實、食慾旺盛の時には胃液の分泌も增進するのが普通で、われ〳〵が好きな食物、旨さうな食物を見て急に食思の昂進を覺える場合、胃液も反射的に分泌され、食物消化の開始に備へられるものであります。この胃液は食慾液とも呼ばれ、食物は先づ食慾液の作用を受けて消化され、その分解產物の化學的刺戟によつて胃液の分泌が更に促進されるのであります。かやうに胃液の分泌が正常であれば、胃腸運動も活潑になりますし、腸液、膵液、膽汁の分泌もこれに伴ひますから、消化の諸機能は自ら旺盛となり、食慾も又自然に昂進して來る譯であります。ところが

胃腸内壁に炎症 や損傷があると、胃の緊張力、酸度、幽門の開閉、消化液の分泌、胃腸運動等に異常を來しますから、執拗な食慾障害や消化困難を見ることが多いのであります。ですから斯うした場合、まづ胃腸粘膜の炎症や損傷、胃腸筋の弛緩を除いて、胃腸の分泌、運動兩機能を活潑にすることが大切であります。

治療藥**アイフ**には丁度かうした病源的な治療作用に加へて對症的な藥劑もあり、主藥が胃腸内壁の病變部に沈着して炎症を癒し、粘膜を強め、弛緩を引緊め、分泌や運動機能の異常を整へるとともに、腸管内の有毒物質を吸着して體外に排出する等、廣汎な病源治療を營み併せて、胸やけ、噯氣、惡心、胃痛、腹痛、下痢、便秘、嘔吐等の諸症狀をも消退しますから、食慾は進み、消化は捗どるなど、胃腸の機能が自然に快調、活潑となります。

藥 四日分七十五錢 八日分一圓五十錢 一、七日分三圓 四圓

價 直接には特製アイフ 特製十一日分五圓

代理店には加減アイフ

▼全國到る所の有名藥店にあり▲

發賣本舖 順和商會

大阪市東區清水谷西之町

電話(東)三五〇〇・三五〇二・三五〇三番

支店 東京市本郷區真砂町九番地

大連市山縣通九八番地

臺灣から慰問文
海南島に初めて着く
勇士たちは大よろこび

【海口にて濱中本社特派員發】四月一日海南島に名古屋の名を以て當民の表彰により第一回の慰問文が、昨日海口に發送されたものとて現地の事情に觸れてゐるだけに一同大感激、中には公學校兒童の感激とは云へ、なにしろ占領後第一回のものであるだけに一同大感激、中にも小學校兒童の感激は實に天々明七日に分配されたが、一日海口に發送されたものとて現地の事情に觸れてゐるだけに一同大感激、中にも小學校兒童の感激

見違へるほど
活氣づいて來た海口
臺灣關係者も素晴しい活躍

【海口にて濱中本社特派員發】記者は數日前上陸第一回の部隊に從つて二月十日未明海南島の土を踏み二時間ほどしたが再びこの新戰場に再び來るとなつて五日夕飯あらゆる準備に從事なつてゐたこの海口に上陸した、海から眺めた海南島、瞬一瞥にさながら感激をしつとおしこうして一ト月振りに見る海口の市街もしつと見つめたものである、數日前から高射砲の關係でそれ迄は日中戸外自一歩出でなかつたものが第一回上陸に下り總督とは思へぬ肌寒さ

肌寒さを感ずる、何時もとも様に寒くなるかはしらないが毛布なしではとても夜はしのげず毛布は防寒具をもたずに來た事をやんだ、完全武裝から上陸して海口市に入る迄の目際のたまりはすべてこれなつかしいものばかり、敵即上陸當時のそのままである足一歩海口の町に入つた時感じて來るものが記者は何処か懐かしい世界にでも連れて來られた様な氣がした

一軒も閉されてゐた店舗はなく、それに一般在留邦人の何と多い事か、之を占領軍部に就て見て一人殘の婦女子、旨小學生徒院あり、台湾人の醫師あり、臺灣服の邦人が數多く住來するのは嬉しい風景である、それからも出される明朗なる表情は天候の良い事よりさをはねのけて新天地南海一十ばらしい發展振りを見せる海南島の開發と記者の感慨に耽ると感じさせるのである、記者も數人一行に再度訪る南海島の建設に入手し、昭和十二年三月同地攻略作戰に參加、上陸作戰に參加、上陸作戰に參加、上陸

初登場の新人に期待

建功神社奉納試合近づく

建功神社奉納の春季野球大会が近づいた、開催日は今月の何日になるか未だ決まらないが、各部の選手等に仕上げをさせるために仕上げられてゐるが、水上競技の五月七日を除いては本月二十九、三十の両日行はれる筈で、雨の為めに順延は二日、相手は建功神社球内、サッカーが一中、中等野球は高校、中学野球は商工、蹴球は師範の順にコートに依つて競技を行つた、因縁試合とは言ふからウエイトの点で何れも